



毎月1回1日発行
 発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8(新小伝馬町ビル6F)
 電話 03(6661)9730 FAX 03(6661)9733

発行責任者：水落雅彦

編集委員会：中静友則 若杉貴浩 堀内崇志 野田徹 白石栄一

印刷所：(株)白橋



平成28年台風10号による豪雨により被災したパンケ新得川で河川災害復旧助成事業が令和3年1月に完了しました。
 (写真提供：北海道、平成28年発生災害採択事例集掲載事業)

目 次

三原事業所における東日本台風災害への初期の対応について
 ……群馬県中之条土木事務所三原事業所 工務係長 笹川 徹… 2

「河川愛護月間」を実施します… 6
 7月は「海岸愛護月間」です… 7

「防災道の駅」として39駅を選定しました… 8

都道府県による市町村管理道路の災害復旧等の代行制度が6月20日から施行されます… 11

国土交通省の防災行動計画【第1版】作成… 12

「防災用語ウェブサイト」をオープン… 13

令和3年度第1回防災・減災対策等強化事業推進費の配分を実施します… 14

災害時の管理の方法を定めるべき踏切道を初めて指定しました… 15

「災害査定の留意点」第13回… 水管理・国土保全局防災課… 16

防災課だより 人事異動(令和3年5月1日、6月1日、6月30日、7月1日)… 18
 水管理・国土保全局 防災課 一配置図… 22

協会だより 令和3年度災害復旧実務講習会の日程等のお知らせ… 23

被害報告… 5月31日・6月30日現在… 26

三原事業所における東日本台風災害 への初期の対応について



群馬県中之条土木事務所三原事業所工務係長

ささかわ とおる
笹川 徹

1. はじめに

わたしの勤務する三原事業所は、群馬県の北西部を管轄する中之条土木事務所のさらに出先として、嬭恋高原キャベツの嬭恋村と草津温泉の草津町を担当している。県境に位置し中山間地域で険しい地形、積雪地域、人口もわずかであるが、他県の人々が持つ群馬県のイメージに対するウエイトは、相当に大きいという誇りと使命感をもって職務にあたっている。

主要幹線道路である国道144号は、かつて六文銭の真田氏が支配往来した歴史街道であり、これに沿うように一級河川吾妻川が流れ、下流には国家プロジェクトとしてようやく完成した八ッ場ダムがある。このダムを一晩で満水にした雨により激甚災害をもたらした令和元年東日本台風災害において、県内最大の被害を受けた事業所が、発災直前から段階的に強化支援され復旧が動き始めるまでを振り返ってみたい。

事業所では災害復旧73箇所と災害関連事業2箇所を行うこととなったが、約1年半が経過し全ての発注が完了、慢性的な現場作業員不足の状況なもの、緊急度の高いもの(写真-1、2)が完成しつつある。

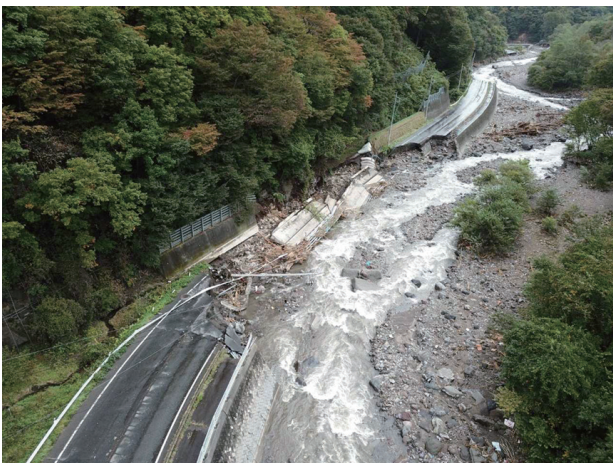


写真-1 国道144号道路消失区間の被災直後の状況

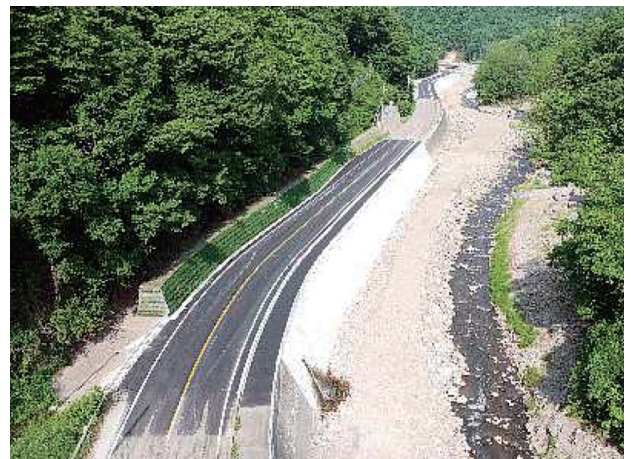


写真-2 国道144号道路消失区間の現在の復旧状況

また、身の危険を感じるほどの災害に際し、この地域が1名の死者も出さなかったのは、厳しい自然条件の中で育まれた防災意識、団結心、開拓者精神というか地域自治の力によるものなのだと、地権者をはじめとする地元の方々と接する中で感じている。

2. 初動対応

事業所の所員は5人(担当職員3人)、道路から砂防までの全てを担当する地域割の体制となっている。台風19号の接近により10月12日から、水防マニュアルどおり他の事務所(八ッ場ダム水源地域対策事務所、上信自動車道建設事務所)から2人の応援が加わり、2班の24時間交代勤務体制を取れるよう強化された。

この日9時頃から雨は強まり、13時40分、めったに達することのない国道144号の事前通行規制雨量(連続180mm)になったことから、すぐにその対応(車両追い出し、警察との立会、閉鎖)を開始する。事業所からは15分程度なのですぐに駆け付けることができ、14時より通行規制となった。貴重な資料となる河川の増水状況(写真-3)を写真に収めながら



写真-3 写真-1奥の村道橋から(通行規制時)



写真-4 国道144号(事業所→村役場間)の土砂流出

事業所に戻る予定としていたが、県道からの水が別荘地に流入すると現場に向かうため、大きく迂回して事業所に戻る。16時20分、国道144号鳴岩橋が落橋との連絡が応急対策をしてくれていた建設会社からある。翌日の調査でわかるのだが、この通行規制区間内の数箇所でも道路が消失する被害が発生しており、予定どおり引き返していたら道路と共に流されていたのではないかと、また、この通行規制が遅れていたら一般通行者への被害が発生していたのではないかと、恐ろしくなった。

事業所長の判断により、倒木や流出土砂撤去をしてくれていた建設会社にも安全な場所に避難するよう指示が出された。事業所は、小学校、高校、中央公民館と共に三原集落の中にあり、吾妻川の川岸に30歩もあれば降り立つことができる。深夜になっても雨は降り続き、濁流の音に加え、地鳴りのような音と震動(翌朝対岸斜面が大きく崩壊しているのを確認)が起き、相当な被害が出ているだろうことを肌で感じる一夜となった。

3. 応急対策と災害調査

明るくなり主要道路の調査をしたところ、あらゆるところで土砂流出や倒木が発生し、村役場(車で10分程度)にも土木事務所(車で45分程度)にも行けないという孤立状況(写真-4)となっていた。群馬県建設業協会吾妻支部との災害協定に基づき、緊急会議を招集、対応箇所、作業を確認の上、応急対策を開始。事業所管内建設会社だけでは足りずに支部全体の建設会社も応援に駆けつけてくれ合計17社で行うことになった。

災害調査にあたり、県庁や他の土木事務所で予め決めてある職員の中から6人が抜擢され、さらなる

体制の強化が図られた。事業所一丸となって取り組めるように、地の利のある事業所の職員とペアを組む形で4つの調査班が編成された。机やパソコンを事務室に詰め込み、LANケーブルをたこ足配線して、窮屈ではあるがなんとか業務を進められる状態とした。

期限までに行う災害報告のため、災害箇所の洗い出しを行うのに平行して、群馬県測量業協会との災害協定に基づき、県内の測量設計会社12社による調査、設計が開始された。応急対策してくれている建設会社や測量設計会社、町村等から被災状況写真、ドローン映像、測量データが次々に事業所に集まってきた。村の課長さん(たまに村長さんも)がほぼ毎日訪れてくれ、情報提供や地元との調整を補助してくれた。これらの情報を一刻も早く県庁ネットワークに取り込み共有をしなければならなかったが、県庁ネットワークのセキュリティが強化されていたため、外部データの取り込みに時間を要する状況があった。一時的なセキュリティ解除を担当課に要請したところ、万が一ウイルスが侵入したら責任が取れるのかということにやっぱりなる。最終的には県庁セキュリティに問題がないような対応が考えられ(多少の時間はかかりますが)問題はなかったところですが、様々な作業を行う必要があり、時間もない中、速やかな意思決定のため土木事務所長が事業所にほぼ常駐され「何かあればわたしが責任取りますよ。」と後押ししてくれた。

4. 被災の実態と国の支援

管内のあらゆるところに被害が及んでいたが、ここからは、特に被害の大きかった長井川原地区周辺の国道144号と平行する吾妻川の約3kmに及ぶ状況



写真－5 長井川原集落の瀬替え状況

だけでできるのだろうかと心配になるほどであった。まず、県では吾妻川に削られた集落を守るための背替えを開始（写真－5）、村では村道の開通作業が迅速に行われ、ひとまず孤立状態は解消された。

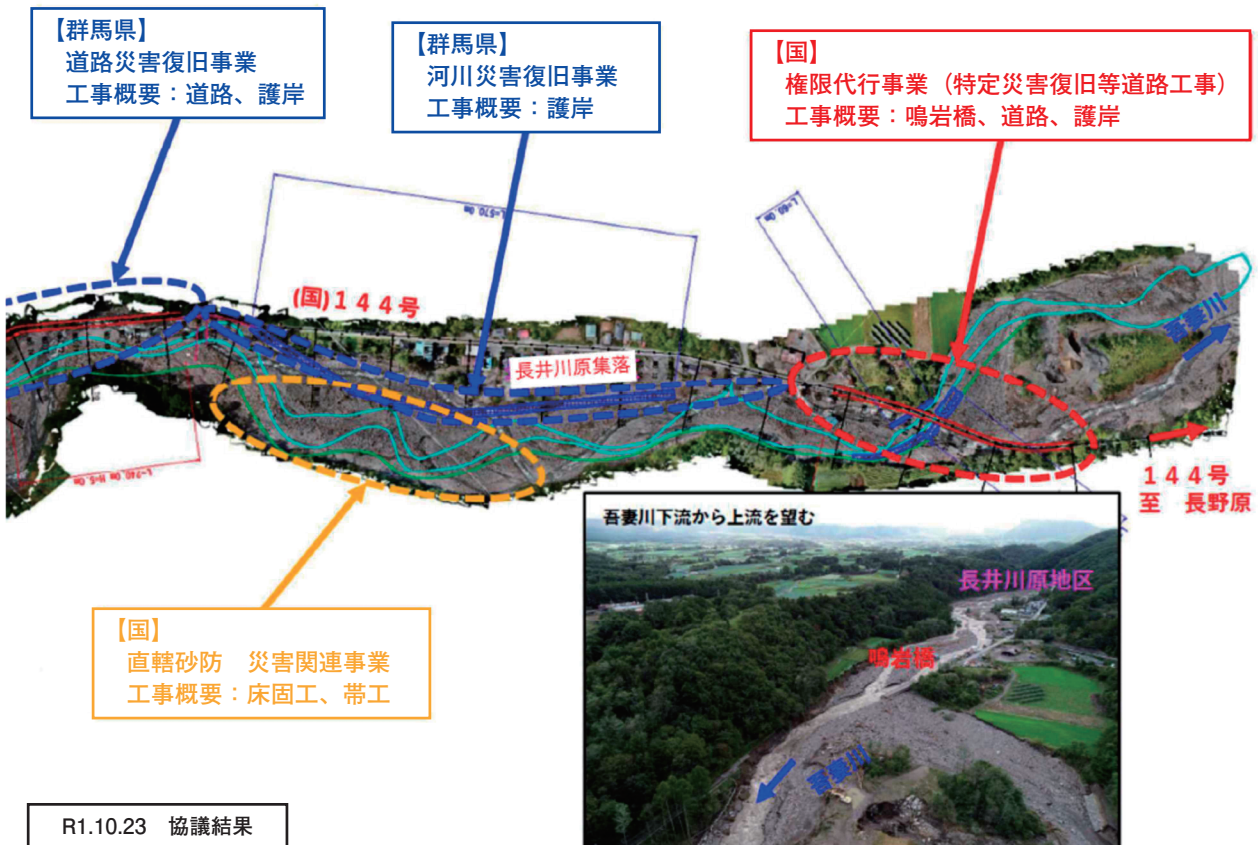
並行して測量設計会社でドローンによる3次元測量を行い、わずか3日で最新の写真平面（写真－6）、縦横断測量データを得ることができ、現地確認による成果も合わせて被災流量や河道計画の検討が進められた。これら成果に基づき、国をはじめとする関係機関との協議が行われていくこととなる。

10月15日より国の支援機構であるテックフォースが、2～3班体制で駆けつけてくれていた。手狭ではあるが事業所の会議室で活動してもらうこととした。何をしてもらうのがよいのか悩むところもあったが、被災の大きさを地方整備局に伝えてくれたらしく、国土交通省高崎河川国道事務所が直轄権限代行事業として、一番大規模となる鳴岩橋区間の復旧を受けてくれることになった。また、同利根川水系砂防事務所が集落区間に直轄災害関連緊急砂防事業を実施してくれることになった。方針を決定す

を紹介する。

鳴岩橋の落橋に加え道路自体の消失が4箇所、吾妻川の護岸、集落の自動車整備工場等が倒壊するという壊滅的な状況であった。集落から3方向に通じてた道路と共に、電気、電話といったライフラインも寸断され孤立状態となっており、復旧には相当な事業費と期間を要することが想像でき、はたして県

(国) 144号・(一) 吾妻川 長井川原地区(嬭恋村大笹地内) 災害復旧事業区分



写真－6 災害復旧役割分担表



写真-7 国による緊急迂回路
(落橋した鳴岩橋の代替道路)

る会議にて「今のところ群馬県の検討が一番進んでいるのでこのペースを落とさずに走りながら引き継ぎをしてほしい。」との言葉があった。降雪時期が間近に迫っており、唯一の集落へのアクセス路となる村道だけでは厳しい中、鳴岩橋落橋区間に対応する緊急迂回路が、高崎河川国道事務所による昼夜を徹した工事により12月末に完成した。そのスピードと規模感は圧倒的で、これは県ではちょっと実現不可能という感じであった(写真-7)。

5. 事前着工と資材確保

管内の土砂撤去や背替え等の応急対策は、結果1億円を超えるものとなった。しかし、本復旧という大きな岩も転がさなければならない。韋駄天のように全力疾走で作られたホカホカの設計書で、災害査定を待たずに工事発注することとし、主管課がかき集めたすぐに執行可能な予算内で、住宅の倒壊の危険がある急傾斜地施設災害復旧、国道144号道路消失区間の道路災害復旧を優先し工事を発注した。事前着工できたのは、この復旧区間のほんの一部であった。

この区間の復旧の主要資材は大型積ブロックであり、メーカーが在庫を多く抱えているものではないこと、周辺の県でも同様の需要が想像できたことから、一刻も早く製造にとりかかる必要があった。しかし、何の担保もない状況でメーカーに製造は依頼できず、せめてこのような大規模な現場があるとPRするに留まった。資材確保の面からは全区間での事前着工が望ましい状況であったが、事業規模が大きくなれば決裁までの手続きが増え、どうしても時間がかかるというのが一般的である。激甚災害事務所における緊急予算確保、一時的な予算執行限度額の拡大といった柔軟な対応の必要性を感じている。

6. おわりに

群馬県にはたくさんの分野に及ぶ土木事業の予算をはじめとする執行状況を、県庁の各主管課と出先機関で共有できる事業管理システムが構築されている。これには、三原事業所のような少人数出先を可能にしているという一面があり、現在、全庁的に進められているDXにも通じるものがあると理解している。

今回、三原事業所は激戦地での出丸、そう「三原丸」であった。現場での総大将の適切な采配、段階的人員の強化、情報の伝達、必要物資の調達、国や建設、測量、設計会社という強力な援軍、地元の方々の協力、そして十勇士(担当職員)の働き、すべてがかげがえのないものであった。このように振り返っていると、三原丸のこれまでの面々が奮闘していた情景がよみがえり、心打たれる気持ちになる。勝ち鬨を上げるまであと少し、引き続き一丸となってこの災害復旧を完成させたい。

河川愛護月間(7月1日～7月31日)を実施します

～せせらぎに ぼくも魚も すきとおる～

国土交通省水管理・国土保全局治水課

国土交通省では、毎年7月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護運動を実施しています。

地域や流域全体と一体となった良好な河川環境の保全・再生、地域社会や流域全体と河川との関わりの再構築、河川愛護意識の醸成、河川の適切な利用の推進のための様々な活動を実施します。

【「河川愛護月間」の主な活動】

(1) 河川周辺の清掃活動

良好な河川環境を保全・再生するため、地域住民、市民団体等が主体となって、河川周辺の清掃活動を行います。

(2) 各種行事の開催

全国の未就学児から一般の方を対象に、「川遊び～川での思い出・川への思い～」をテーマに絵と文章を組み合わせた「絵手紙」の募集を行います。このほか、河川に関する写真、絵画、作文のコンクールや、水辺における様々なイベントを開催します。

(3) 河川のパトロール

河川利用者等に対し河川の適切な利用に関する指導を行うため、関係行政機関が共同して河川のパトロールを実施します。

(4) 河川水難事故防止週間

7月1日から7日までを「河川水難事故防止週間」と定め、出前講座等により水難事故防止に関する啓発活動を行います。

※活動の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)等を踏まえ、感染の状況等に留意しつつ、新型コロナウイルス感染防止策を講ずることとします。また、活動内容については、新型コロナウイルス感染症の状況並びに政府の方針等に基づき今後変更する可能性があります。

【令和2年度活動状況】



河川周辺の清掃活動



水難事故防止講座

7/7は 川の日です

今年も秋川に行きたくて、いつもの景色にほっこりこぼれ

せせらぎに ぼくも魚も すきとおる

河川愛護月間

7月1日～7月31日

絵手紙 募集中!!

詳しくは <http://www.mlit.go.jp/river/aigo/index.html>

令和3年10月15日(金)必着

今すぐアクセス

7月1日～7日は河川水難事故防止週間 (国土交通省) <http://www.rivers.go.jp/> (広報庁次官事務)「河川情報」177

“絵手紙”募集中!!

詳しくは <http://www.mlit.go.jp/river/aigo/index.html>

令和3年10月15日(金)必着

今すぐアクセス

美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して

～7月は海岸愛護月間です～

令和3年6月30日
国土交通省水管理・国土保全局海岸室 港湾局海岸・防災課

国土交通省では、毎年7月を『海岸愛護月間』としています。

月間及びその前後に全国で約250箇所で開催される海岸愛護活動（海岸の清掃や環境保全、各種イベント等）が展開されます。

海にのちがる、夢・みらい
海の日

令和3年度 海岸愛護月間

7月1日(木)～7月31日(土)

美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して

国民の祝日「海の日」、今年は7月22日です。

主催 / 国土交通省、都道府県、市町村

【後援】
内閣府、全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人 全国海岸協会、一般社団法人 建設広報協会、一般社団法人 水底質浄化技術協会、公益財団法人 河川財団、一般財団法人 河川情報センター、公益財団法人 リバーフロント研究所、公益社団法人 日本河川協会、一般財団法人 国土技術研究センター、港湾海岸防災協議会、一般社団法人 日本マリナー・ビーチ協会、一般財団法人 みなと総合研究財団、一般財団法人 沿岸技術研究センター、公益社団法人 日本港湾協会、公益財団法人 日本ライフセービング協会、一般社団法人 JEAN、日本ウミガメ協議会、NPO法人 大阪湾沿岸環境創造研究センター、NPO法人 地域交流センター



「防災道の駅」として 39駅を初めて選定しました！

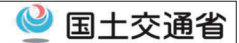
～広域的な防災拠点として役割を果たすための
重点的な支援を実施します～

令和3年6月11日 道路局企画課

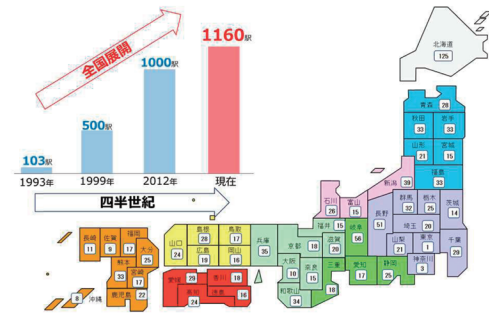
国土交通省では、「道の駅」第3ステージの取組の一環として、都道府県の地域防災計画等で、広域的な防災拠点に位置づけられている「道の駅」について「防災道の駅」として選定し、防災拠点としての役割を果たすための、ハード・ソフト両面からの重点的な支援を行うこととしています。

この度、都道府県からの提案を踏まえ、重点支援対象となる「防災道の駅」として39駅を初めて選定したのでお知らせします。

道の駅の経緯と背景等



(1) 創設から四半世紀、全国1,160箇所に展開



(2) 全国展開とともに「道の駅」の役割も進化

第1ステージ (1993年～)
『通過する道路利用者のサービス提供の場』

第2ステージ (2013年～)
『道の駅自体が目的地』

- ・ 年間利用客 **2億人以上**
- ・ 年間売上高 約**2500億**円
- ・ 新潟県中越地震、東日本大震災など大規模災害時に防災拠点としての役割を發揮

国からは「重点道の駅制度」等で地域の取組を支援

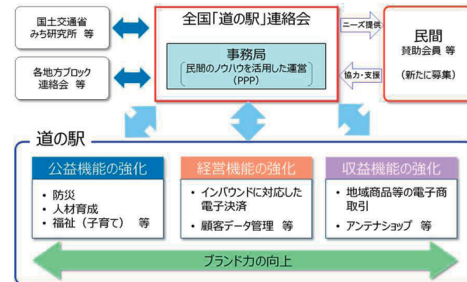
(3) 今後の主な課題

- ・ 訪日外国人観光客への対応
2020年 **4,000**万人 → 2030年 **6,000**万人
⇔ 案内所認定取得率：**10%**
- ・ 頻発化・激甚化する災害への対応
南海トラフ地震 今後30年以内の発生確率 最大**80%**
⇔ BCP策定率：**3%**
- ・ 少子高齢化社会への対応
道の駅の約 **8割**が中山間地に設置、10年先をいく高齢化

道の駅の**53%**は民間が運営

(4) 全国道の駅連絡会が法人化 (2019年5月)

民間の技術・アイデアを広く活用出来る体制を構築



「道の駅 第3ステージ」について有識者から提言 (2019.11.18 新「道の駅」のあり方検討会)

「防災道の駅」について

新「道の駅」のあり方検討会 提言 (令和元年11月18日)

「道の駅」第3ステージ (2020年～2025年)

《地方創生・観光を加速する拠点》

「2025年」に目指す3つの姿

1. 「道の駅」を世界ブランドへ

- 多言語対応やキャッシュレスの導入
- 海外や観光関係団体との連携



赤羽大臣 石田委員長



2. 新「防災道の駅」が全国の安心拠点に

- 広域防災
「防災道の駅」の選定・支援
- 地域防災
BCPの策定を促進



3. あらゆる世代が活躍する舞台となる 地域センターに

- 子育て応援
- 地域活性化プロジェクト
- 大学等の連携企画の実施



「防災道の駅」制度

都道府県の地域防災計画等で、**広域的な防災拠点に位置づけられている道の駅**について、「防災道の駅」として選定し、防災拠点としての役割を果たすための**重点的な支援を実施**

広域的な防災拠点機能 を持つ道の駅

- ・自衛隊、警察、テックフォース等の救援活動の拠点
- ・緊急物資等の基地機能
- ・復旧・復興活動の拠点等

地域の防災拠点機能 を持つ道の駅

- ・地域の一時避難所等

その他の道の駅

全体1,187駅 (令和3.3.31時点)

重点的な支援

(最大5年)

ハード面

- ・防災機能の整備・強化を交付金で重点支援

ソフト面

- ・BCPの策定や防災訓練について国のノウハウを活用した支援



広域的な防災拠点 (イメージ)

「防災道の駅」の選定要件について

1. **都道府県**が策定する**広域的な防災計画 (地域防災計画もしくは受援計画)** 及び**新広域道路交通計画** (国交省と都道府県で策定中) に広域的な防災拠点として位置づけられていること

※ ハザードエリアに存する場合は、適切な対応が講じられていること

2. 災害時に求められる**機能**に応じて、以下に示す**施設、体制が整っていること**

- ① **建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等**により、災害時においても業務実施可能な施設となっていること
- ② 災害時の支援活動に必要なスペースとして、**2500m²以上の駐車場**を備えていること
- ③ 道の駅の設置者である市町村と道路管理者の役割分担等が定まった**BCP (業務継続計画)**が策定されていること

3. 2. が整っていない場合については、**今後3年程度で必要な機能、施設、体制を整えるための具体的な計画**があること

「防災道の駅」の選定箇所

No.	都道府県	市町村	道の駅名
1	北海道	天塩町	てしお
2	北海道	ニセコ町	ニセコビュー プラザ
3	北海道	猿払村	さるふつ 公園
4	北海道	厚岸町	厚岸グルメ パーク
5	青森県	七戸町	しちのへ
6	岩手県	遠野市	遠野風の丘
7	秋田県	大仙市	協和
8	山形県	飯豊町	いいで
9	福島県	猪苗代町	猪苗代
10	茨城県	大子町	奥久慈 だいき
11	栃木県	壬生町	みぶ
12	群馬県	川場村	川場田園 プラザ
13	千葉県	八千代市	やちよ

No.	都道府県	市町村	道の駅名
14	長野県	塩尻市	小坂田公園
15	山梨県	富士川町	富士川
16	新潟県	妙高市	あらい
17	石川県	輪島市	のと里山 空港
18	岐阜県	大野町	パレットピア おおの
19	静岡県	富士宮市	朝霧高原
20	愛知県	豊橋市	とよはし
21	三重県	志摩市	伊勢志摩
22	福井県	大野市	越前おおの 荒島の郷
23	滋賀県	甲良町	せせらぎの 里こうら
24	兵庫県	朝来市	但馬の まほろば
25	奈良県	奈良市	(仮称) 中町
26	和歌山県	すさみ町	すさみ

No.	都道府県	市町村	道の駅名
27	岡山県	玉野市	みやま公園
28	広島県	東広島市	西条のん太 の酒蔵
29	山口県	周南市	ソレーネ 周南
30	徳島県	板野町	いたの
31	香川県	綾川町	滝宮
32	愛媛県	久万高原町	天空の郷 さんさん
33	高知県	四万十町	あぐり窪川
34	福岡県	うきは市	うきは
35	長崎県	佐世保市	させぼつくす 99
36	熊本県	芦北町	たのうら
37	大分県	由布市	ゆふいん
38	宮崎県	都城市	都城
39	鹿児島県	垂水市	たるみず はまびら

都道府県による市町村管理道路の災害復旧等の 代行制度が6月20日から施行されます

～踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令が閣議決定～

令和3年6月15日 道路局路政課／環境安全・防災課

今通常国会で成立した踏切道改良促進法等の一部を改正する法律(令和3年法律第9号。以下「改正法」という。)により、道路法(昭和27年法律第180号)が改正され、都道府県による市町村管理道路の災害復旧等の代行制度(都道府県災害代行制度)が創設されました。

本日、本制度の施行期日を令和3年6月20日に定める政令と、都道府県が代行する権限等を定める関係政令が閣議決定されました。

1. 背 景

近年の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、災害が発生した場合、市町村(地方自治法の指定都市を除く。以下同じ。)が管理する道路(指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道のうち都道府県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。)について、当該市町村に代わって、都道府県が災害復旧工事等^{*}を行うことができる制度が、改正法において創設されました。

今般、この都道府県災害代行制度の施行期日と、制度の施行に当たって必要な細目を定めるものです。

^{*}道路の維持(道路の啓開のために行うものに限る。)又は災害復旧に関する工事

- ・都道府県が災害復旧工事等の代行をするに当たり、本来道路管理者に代わって行う権限は、道路の災害復旧工事等に必要な権限(道路区域の決定・変更、附帯工事の施行、道路に関する工事の承認、占用許可、通行の禁止・制限、他人の土地の一時使用やこれに伴う損失の補償等)のうち、都道府県が市町村と協議して定めるものとする。
- ・都道府県は、災害復旧工事等を代行しようとする場合、その全部又は一部を完了し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、当該工事等の区間及び開始等の日を公示すること。
- ・都道府県が、災害復旧工事等を代行する場合の道路法の規定の適用についての技術的読替えを規定すること。
- ・その他所要の改正を行うこと。

2. 改正の概要

(1) 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

都道府県災害代行制度関係の規定の施行期日を令和3年6月20日とします。

(2) 道路法施行令及び高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令

道路法施行令(昭和27年政令第479号)等の一部を改正し、都道府県災害代行制度について、以下のとおり規定します。

3. スケジュール

公布日：令和3年6月18日(金)

施行日：令和3年6月20日(日)

^{*}改正法の規定のうち、防災拠点自動車駐車場の指定制度、沿道区域における工作物の設置に関する届出・勧告制度の創設等に係るものについては、改正法の公布の日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行します。

いのちとくらしをまもる 防災減災

強大な台風発生のおそれ段階から、リスクコミュニケーションを展開

～国土交通省の防災行動計画【第 1 版】作成～

令和 3 年 6 月 29 日 水管理・国土保全局防災課

国土交通省では、災害対策基本法の改正を受けて、災害発生のおそれ段階から、省を挙げたリスクコミュニケーション^{*}を展開するため、防災行動計画【第 1 版】を作成し、一人でも多くの方が円滑に逃げられるような社会の実現を目指します。

- 本年改正された災害対策基本法により、強大な台風の接近等、特別警報を発表する可能性がある場合に、政府は、災害発生のおそれ段階から災害対策本部を設置し、災害発生前であっても、国、地方公共団体、指定公共機関等が一体となって災害応急対策を実施できることとなりました。
- 今般、国土交通省では、防災行動計画に基づくリスクコミュニケーションを実施するとともに、

実際の災害対応で得た改善点を随時反映し、計画の充実を図ってまいります。また、計画の実効性をさらに高めていくために、平常時におけるリスクコミュニケーションも強化してまいります。

※自然災害に関するリスクを題材として、あらゆる関係者（国、地方公共団体、指定公共機関に加え、民間企業や国民の皆様も含む）が、複数の主体間で行うコミュニケーション（情報共有、意見交換、協働など）。

いのちとくらしをまもる 防災減災

防災情報を報道・伝達する際のポイントや留意点をまとめました ～「防災用語ウェブサイト」をオープン～

令和3年6月29日 水管理・国土保全局河川計画課

水害・土砂災害の危険が高まった際に行政機関から発表される防災情報や用語について、その意味に加えて、情報が発表された際に求められる行動や、情報を報道・伝達する際の留意点などをまとめた「防災用語ウェブサイト」を本日、オープンしました。

- 国土交通省では、近年の災害の激甚化に対応するため、詳細な防災情報の提供に努めてきましたが、専門的で分かりにくいといった住民や報道機関の方々からのご指摘を踏まえ、防災用語の改善や伝え方の工夫の検討を進めてきました。
(参考) 水害・土砂災害に関する防災用語改善検討会
https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/bousaiyogo/
- こうした取組の一つとして、メディアの方々が防災情報を報道・伝達する際の参考に活用いただける「防災用語ウェブサイト」を本日、オープンしました。
- 本ウェブサイトは、メディアの方に限らず住民の皆様も利用可能ですので、防災用語の意味や災害時にとる行動の確認などにご活用下さい。
- 今回は第一弾として、「氾濫危険情報」や「緊急放流」など、災害の切迫性が高まった際に避難などの行動を呼びかける防災用語約80語を掲載しています。
- 国土交通省では、引き続き、掲載する用語の拡充を図るとともに、利用者のご意見などをうかがいながら改善を進めていき、住民やメディアの皆様とのリスクコミュニケーションの充実に努めてまいります。

【防災用語ウェブサイト】

<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/bousai-yogo/>



令和 3 年度 第 1 回

防災・減災対策等強化事業推進費の配分を実施します ～崖崩れ・地すべり等対策や防災・減災対策の推進に緊急予算を支援～

令和 3 年 6 月 30 日 国土政策局広域地方政策課

国土交通省では、「防災・減災対策等強化事業推進費」について、令和 3 年度第 1 回の配分を行います。

対策件数：15件 配分額：約80億円（国費）

「防災・減災対策等強化事業推進費」は、大雨による浸水被害等が発生した地域において再度の被災を防止するために緊急的に実施する対策や、大雨等による災害を未然に防ぐ事前防災対策であって、用地の確保など地域等における課題が解決し事業の実施環境が新たに整った場合などに年度途中で機動的に予算を配分し、防災・減災対策を強化する予算です。

1. 配分事業の概要

(1) 被災地域での災害対策

- ① 崖崩れ・地すべり等対策（7件、約42億円）
- ② 雪崩対策（1件、約2億円）
- ③ 波浪対策（1件、約12億円）

(2) 災害が起きる前に被害を防止する事前防災対策

- ① 洪水・浸水対策（2件、約22億円）
- ② 土砂災害防止対策（2件、約1億円）
- ③ 道路の安全対策（2件、約1億円）

https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku09_hh_000115.html

防災・減災対策等強化事業推進費

制度概要

- 近年、激甚な災害が頻発していることを踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、**防災・減災対策の強化を行う公共事業に対して、緊急かつ機動的に配分する予算。**
- 本推進費は、災害を受けた地域等における**災害対策事業**、公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等における**公共交通安全対策事業**、早期に事業効果が発揮できる箇所における**事前防災対策事業**に活用可能。
- 事業所管部局（他省庁を含む）からの申請を受けて**予算を年度途中で配分。**

災害対策事業

災害を受けた地域等において、災害復旧事業等での復旧が出来ない場合等の再度災害防止等の対策





対策例：被災した護岸を災害復旧事業による原形復旧にあわせて、推進費により嵩上げを実施。

事前防災対策事業

事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所又は新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所等において、早期に防災・減災効果を発揮するための対策（公共交通の安全確保を含む）




対策例①：前年度からの継続していた協議がまとまり用地が取得できたため、推進費により堤防強化等の洪水対策を実施。

対策例②：緊急輸送道路の整備において、詳細な地質調査の結果、想定以上の強風化した岩盤が出現したため、推進費により追加対策を実施。

公共交通安全対策事業

交通インフラ（陸上交通、海上交通、航空交通）における重大事故等が発生した場合の対策（安全性の向上）





対策例：園児の移動経路（交差点）において発生した死傷事故を受けて、緊急点検の結果、危険箇所には防護柵等を設置。

※写真は対策イメージ

速やかな再度災害防止対策、事故の再発防止の実施による**安全・安心の確保**

事業の計画的かつ効率的な実施による**効果の発揮**

災害時の管理の方法を定めるべき踏切道を初めて指定しました。

令和3年6月30日
道路局路政課 鉄道局施設課 都市局街路交通施設課

国土交通省は改正踏切道改良促進法に基づき、災害時の管理の方法を定めるべき踏切道について、全国181箇所（別紙）の指定を初めて行いました。

- 平成30年6月、大阪北部地震の際に列車の駅間停止等により、多数の踏切道において長時間の遮断が発生し、救急救命活動等に大きな支障が生じたところです。
- これを受け、本年4月1日から施行された改正踏切道改良促進法において、国土交通大臣が指定した踏切道について、鉄道事業者・道路管理者が災害時の管理方法をあらかじめ策定するよう義務付ける制度が創設されました。
- 今般、令和7年度までの5ヶ年間で約500箇所の踏切道の指定及び管理方法の策定を目指し、その第1弾として、181箇所の踏切道を初めて指定しました。
- 今後、指定された踏切道の鉄道事業者・道路管理者は、災害時の踏切道の管理方法として下記を定めることとなります。
 - ・警察・消防などの関係機関との災害時の連絡体制
 - ・長時間の通行遮断の解消に向けた手順、情報提供の仕組み
 - ・定期的な訓練の実施 等
- 国土交通省としては、令和4年6月末までに今回指定した全ての踏切道において管理方法の策定を目指すべく、鉄道事業者・道路管理者に必要な助言等を行い、災害時の適確な管理の促進を図ってまいります。

災害査定の留意点

災害復旧事業の査定事例 (13) ～道路災の留意点② (切土法面復旧工法)～

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課

1. はじめに

今年は平年より早い梅雨入りとなった地域もあり、令和3年の災害査定もはじまっています。例年ですと、これから災害査定業務も増加していくことになります。

今号では、道路の切土法面の復旧工法について、事例を交えて説明します。

2. 切土法面復旧工法の留意点

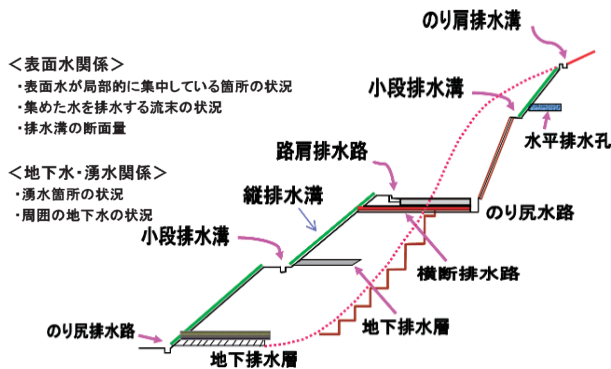
1) 水処理

切土法面の崩壊は、降雨等の表面水が切土面を流下し洗堀に伴い発生する場合や地下水上昇による湧水の噴出等に伴い発生するケースが多く見受けられます。

復旧工法を選定する場合、被災原因を十分に調査し、原因の除去を含めて対策を行う必要があります。

表一 水処理の対策方法

被災原因	対策工法
表面水	のり肩排水溝等により山腹斜面からの表面水を排除する。
地下水	横ボーリング等により地下水を低下させる。
湧水	フトンカゴ、かごマット等の排水性を考慮した構造とする。



2) 法面復旧

切土法面の復旧は、法面の安定勾配の確保と法面の劣化（侵食）防止を考慮する必要があります。

復旧工法は、崩壊法面の規模、地山の土質、路線の重要度等によって異なり、安全性、経済性、施工性、周辺環境との調和、用地取得の難易等を十分勘案して選定する必要があります。

表一 2 切土法面の標準勾配

出典：切土工・斜面安定工指針（日本道路協会）

地山の土質		切土高	勾配
硬岩			1:0.3 ~ 1:0.8
軟岩			1:0.5 ~ 1:1.2
砂	密実でない		1:1.5 ~
砂質土	密実	5m以下	1:0.8 ~ 1:1.0
		5 ~ 10m	1:1.0 ~ 1:1.2
	密実でない	5m以下	1:1.0 ~ 1:1.2
		5 ~ 10m	1:1.2 ~ 1:1.5
砂利又は岩塊混じり砂質土	密実	10m以下	1:0.8 ~ 1:1.0
		10 ~ 15m	1:1.0 ~ 1:1.2
	密実でない	10m以下	1:1.0 ~ 1:1.2
		10 ~ 15m	1:1.2 ~ 1:1.5
粘性土		10m以下	1:0.8 ~ 1:1.2
岩塊又は玉石混じり粘性土		5m以下	1:1.0 ~ 1:1.2
		5 ~ 10m	1:1.2 ~ 1:1.5

道路土工指針 切土工・斜面安定工指針には、5月号で説明した法面对策の三つの基本（法面安定勾配の確保、水処理、法面侵食の防止）に基づく工法選定のフローが示されています。これに従って対策工法の選定を行うことが望まれます。

3. 査定事例から

1) 切土法面復旧の申請事例

豪雨により道路山側切土法面において崩落が発生したため、モルタル吹付工と落石防止網工が被災したことから災害復旧申請がされた事例です(写真-1)。

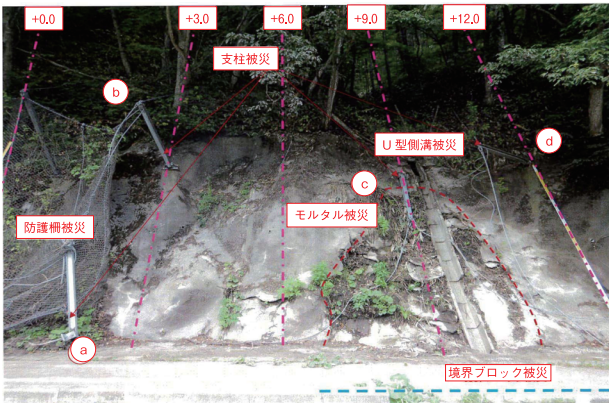


写真-1 切土法面の崩落

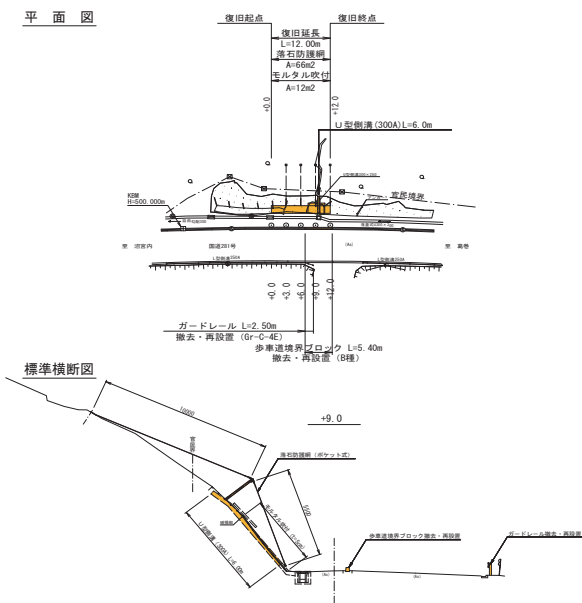


図-2 モルタル吹付工+落石防止網工を申請

法面処理工である「芝付工、吹付工、スロープネット、ストーンガード等」はいずれも地山の崩壊等を伴う場合には採択可能ですが(申合第1・十四)、地山の崩壊等を伴わない場合、「のみ災」と判断され、採択されないこととなります。

また、原形復旧が不可能な場合等において、復旧工法等を検討した結果、当該工法が最良であると認められる場合、復旧に必要な用地買収、立木補償、家屋移転補償等が認められます。

2) 二重対策と指摘される場合

復旧工法は、一種類の工法での実施と複数の工法を組み合わせる場合があります。

複数の工法を組み合わせる場合は、その効果、経済性等について比較検討する必要があります。それぞれの工法が同じ目的であると二重に対策を行うことになり、原形復旧の原則からして、「改良的な対策」と見なされ、疑問視される場合があります。



図-3 法面対策として、法枠工+落石防止柵を申請(二重対策と判断される事例)

なお、法面保護工により崩壊法面の安定を確保する場合でも、崩壊に伴い不安定になった上部斜面から落石の発生が見込まれるときには(今回の被災により新たに落石対策が必要になったのであれば)、落石防護工を設けることができる場合があります。

法面対策と落石対策ではその目的が異なることを十分に説明することが必要となります。

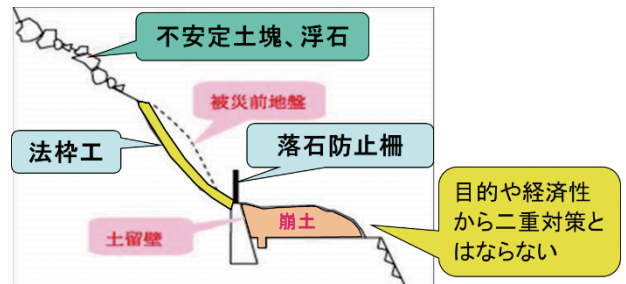


図-4 法面対策として、法枠工+落石防止柵を申請(二重対策と判断されない事例)

4. おわりに

道路切土法面の復旧にあたり、工法比較の検討を十分に行ったうえで申請していただきたいと思います。

工法申請にあたっては、道路盛土法面の場合と同様に現場条件、用地境界、被災原因等の諸条件を踏まえ、実施可能な複数工法についての技術的、経済的比較をご検討いただきますようお願いいたします。

防災課だより

人 事 異 動

〔水管理・国土保全局 人事発令〕

△令和 3 年 5 月 1 日

氏 名	新 所 属	備 考
坂井 英隆	退職	水政課法務調査官（併）治水課
會津 悟	北陸地方整備局河川部水政課長	水政課総務係長
岡内 啓悟	環境省環境再生・資源循環局総務課主査	環境省環境再生・資源循環局総務課主査（併）水管理・国土保全局下水道部下水道企画課資源利用係長（併）水管理・国土保全局下水道部下水道企画課下水道国際・技術室＜部外併任＞
寺石 杏映	河川環境課河川保全企画室水環境管理係長	環境省大臣官房環境保健部保健企画管理課化学物質審査室主査（併）環境省大臣官房環境保健部環境安全課
藤岡 勝之	環境省環境再生・資源循環局総務課（併）水管理・国土保全局下水道部下水道企画課下水道国際・技術室＜部外併任＞	環境省地球環境局地球温暖化対策課（併）環境省大臣官房秘書課
大山 敏幸	水政課水利調整室水利企画係長	総務課付
白土 晶通	水政課総務係長	水政課水利調整室水利企画係長
松本 将	水政課法務調査官（併）治水課	水政課付

△令和 3 年 6 月 1 日

氏 名	新 所 属	備 考
小浪 尊宏	退職（（一財）国土技術研究センター技術・調達政策グループ総括）	大臣官房付（総合政策局海外プロジェクト推進課企画専門官（併）国際統括室）
秋田 桜彩	外務省国際協力局開発協力総括課事業管理室主査（併）外務省国際協力局開発協力総括課	河川計画課付（国土技術政策総合研究所河川研究部水循環研究室研究官）
宇佐美俊介	河川環境課流水管理室洪水調節機能係長	西日本旅客鉄道（株）鉄道本部施設部土木課
影山 大輔	砂防部砂防計画課付	外務省国際協力局開発協力総括課事業管理室主査（併）外務省国際協力局開発協力総括課

△令和 3 年 6 月 30 日

氏 名	新 所 属	備 考
白崎 亮	退職（日本下水道事業団本社事業統括部長）	下水道部流域管理官
村瀬 勝彦	退職（独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社長）	河川計画課国際室長
藤本 幸司	退職（独立行政法人水資源機構ダム事業本部ダム事業部担当課長）	大臣官房付（九州地方整備局武雄河川事務所長）
岸田 秀	退職（埼玉県下水道局参事兼下水道事業課長）	大臣官房付（北陸地方整備局阿賀川河川事務所長）
越智 英人	派遣（ブラジル連邦共和国）	大臣官房付
嶋野 稔彦	退職（（株）民間資金等活用事業推進機構経営管理部マネージャー）	水政課総務係（次席）
坂井 建太	退職（独立行政法人国際協力機構インフラ技術業務部有償技術審査室調査役（兼）地球環境部防災グループ）	河川計画課付（内閣府沖縄振興局参事官（振興第一担当）付専門官）
里村 真吾	退職（熊本県土木部河川港湾局長（兼）土木部土木技術審議監）	防災課防災企画官（併）水災害リスクコミュニケーション推進室
村岡 正季	退職（日本下水道事業団）	下水道部下水道企画課長補佐（併）下水道部下水道企画課下水道国際・技術室

△令和 3 年 7 月 1 日

氏 名	新 所 属	備 考
塩見 英之	大臣官房審議官（住宅局担当）	水管理・国土保全局次長
高橋 謙司	水管理・国土保全局次長	大臣官房総務課長
若林 伸幸	関東地方整備局長	水資源部長
三橋さゆり	水資源部長（併）内閣官房副長官補付内閣審議官（併）内閣官房水循環政策本部事務局長	大臣官房付（復職（（財）国土技術研究センター河川政策グループ総括））
森田 健児	農林水産省大臣官房付	大臣官房審議官（併）水管理・国土保全局（併）内閣官房副長官補付内閣審議官（併）内閣官房水循環政策本部事務局審議官
永井 春信	大臣官房審議官大臣官房審議官（併）水管理・国土保全局（併）内閣官房副長官補付内閣審議官（併）内閣官房水循環政策本部事務局審議官	林野庁林政部長
今井 一之	退職	砂防部長

氏 名	新 所 属	備 考
堀 与志郎	退職	大臣官房付（四国地方整備局河川部長）
溝口 宏樹	退職	大臣官房付（近畿地方整備局長）
小平 卓	退職	大臣官房付（中国地方整備局長）
光成 政和	退職	大臣官房付（内閣府大臣官房審議官（併）内閣府廃炉・汚染水対策担当室次長（併）原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策チーム事務局長補佐（併）経済産業省資源エネルギー庁付）
甲川 壽浩	近畿地方整備局副局長	総務課長
廣瀬 昌由	大臣官房技術審議官	河川計画課長
藤巻 浩之	九州地方整備局長	治水課長
徳元 真一	国土技術政策総合研究所河川研究部河川構造物管理研究官	治水課堤防構造分析官
竹島 睦	内閣府大臣官房審議官（併）内閣府廃炉・汚染水対策担当室次長（併）原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策チーム事務局長補佐（併）経済産業省資源エネルギー庁付（併）経済産業省大臣官房福島復興推進グループ付	水資源部水資源計画課長（併）内閣官房副長官補付内閣参事官（併）内閣官房水循環政策本部事務局参事官
梶原 輝昭	総合政策局総務課長	下水道部下水道企画課長
三上 幸三	砂防部長	砂防部砂防計画課長
山本 泰司	水政課長	大臣官房付（併）内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）（命）内閣官房強靱化推進室参事官
佐藤 寿延	河川計画課長	総合政策局公共事業企画調整課長
三戸 雅文	治水課堤防構造分析官	近畿地方整備局淀川河川事務所長
河村 賢二	防災課災害分析官	中部地方整備局河川部長
川村 謙一	水資源部水資源計画課長（併）内閣官房副長官補付内閣参事官（併）内閣官房水循環政策本部事務局参事官	総合政策局海外プロジェクト推進課国際建設管理官（併）国際統括室
奥原 崇	下水道部下水道企画課長	不動産・建設経済局建設市場整備課長
藤井 政人	下水道部流域管理官	九州地方整備局河川部長
佐々木淑充	治水課長	大臣官房付
草野 慎一	砂防部砂防計画課長	大臣官房付
板屋 英治	大臣官房付（併）内閣官房副長官補付内閣参事官（命）内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室参事官	大臣官房付（併）復興庁福島復興局次長
児玉 和久	不動産・建設経済局建設業課入札制度企画指導室長（併）建設業法令順守推進室	総務課企画官（併）大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室
島本 和仁	九州地方整備局河川部長	治水課事業監理室長
丸山 準	北陸地方整備局河川部長	防災課総括災害査定官
鈴木 延明	国土政策局総務課企画官（併）大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室	下水道部下水道企画課管理企画指導室長
田中 敬也	中部地方整備局河川部長	砂防部保全課海岸室長
小林 伸行	総務課企画官（併）大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室	大臣官房付（併）内閣府事務官（政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付企画官）
堀 洋一郎	水政課水政企画官（併）水災害リスクコミュニケーション推進室次長	内閣府地方創生推進事務局企画調整官
古市 秀徳	河川計画課国際室長	大臣官房付（併）内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付企画官
笠井 雅広	治水課事業監理室長	環境省大臣官房総合政策課調査官（併）環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室（併）環境省環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官室
永松 義敬	治水課流域減災推進室長	辞職（熊本県土木部総括審議員（兼）土木部河川港湾局長）
成田 秋義	防災課総括災害査定官	東北地方整備局河川部河川調査官
木村よし子	下水道部下水道企画課管理企画指導室長	水政課水政企画官（併）水災害リスクコミュニケーション推進室次長
奥田 晃久	砂防部保全課海岸室長	河川計画課河川事業調整官
吉岡 大藏	河川計画課河川事業調整官	治水課流域減災推進室長（併）水災害リスクコミュニケーション推進室
渡邊 茂	休職（（財）水源地環境センター研究第三部長）	大臣官房付（併）環境省環境再生・資源循環局放射性物質汚染対処技術担当参事官（併）福島中間貯蔵推進統括室員
金澤 裕勝	国土地理院参事官	大臣官房付（復職（（財）水源地環境センター研究第三部長））
岩下 友也	大臣官房付（併）復興庁福島復興局次長	大臣官房付（復職（（財）河川情報センター情報開発部長））
松原 英憲	大臣官房付	水政課長
松浦 直	大臣官房付（併）内閣官房副長官補付内閣参事官（命）内閣官房東日本大震災対応総括室参事官（併）内閣府政策統括官（防災担当）付	大臣官房付（併）内閣官房副長官補付企画官（併）内閣官房国土強靱化推進室企画官
波多野真樹	近畿地方整備局淀川河川事務所長	大臣官房付

氏 名	新 所 属	備 考
堤 達也	環境省大臣官房総合政策課調査官（併）環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室（併）環境省環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官室	大臣官房付
森 範行	総合政策局海外プロジェクト推進課国際建設管理官（併）国際統括室	大臣官房付
関 健太郎	休職（（公財）リバーフロント研究所研究第一部主任研究員）	大臣官房付（国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究センター社会資本システム研究室長）
栗原 太郎	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付参事官補佐	河川計画課付（東北地方整備局河川部河川計画課長）
西澤 洋行	大臣官房付（併）内閣官房副長官補付企画官（併）内閣官房国土強靱化推進室企画官	辞職（群馬県県土整備部参事（河川課長））
新井田 浩	大臣官房付（併）環境省環境再生・資源循環局放射性物質汚染対処技術担当参事官（併）福島中間貯蔵推進総括室員	北陸地方整備局河川部長
天野 雄介	大臣官房付	辞職（独立行政法人国際協力機構理事）
東出 成記	大臣官房付（内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（課題実施担当）（併）内閣府地方創生推進事務局参事官（都市再生担当）（併）内閣官房副長官補付（命）内閣官房地理空間情報活用推進室参事官）	辞職（独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社長）
高畑 栄治	大臣官房付（併）内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付企画官	関東地方整備局河川部河川調査官
那須 基	大臣官房付（併）内閣官房	辞職（日本下水道事業団本社事業統括部長）
筋野 晃司	大臣官房付＜併任解除＞	大臣官房付（併）内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（課題実施担当）付企画官
徳盛 康平	国土交通大学校総務部総務課予算係長	総務課総務係（次席）
藤本 真也	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）付参事官補佐（教育・普及啓発・記録担当）	水政課長補佐（併）総務課（併）水災害リスクコミュニケーション推進室
小泉 陽彦	大臣官房技術調査課建設情報高度化係長	河川計画課河川事業評価係長
濱田 悠貴	河川計画課付（NTT データ技術開発本部デジタル社会基盤技術センタ主任）	河川計画課国際室地球温暖化分析係長
峰 隆典	北陸地方整備局阿賀川河川事務所長	河川計画課付
田中 甫幸	厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長補佐	河川計画課付
岩井 真央	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付参事官補佐（風水害対策担当）（併）内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付風水害対策調整官	河川計画課付（北海道開発局札幌開発建設部河川計画課長）
赤道 正悟	内閣府沖縄振興局参事官（振興第一担当）付専門官	河川計画課付（関東地方整備局河川部河川環境課長（併）関東地方整備局関東維持管理技術センター）
館井 恵	農林水産省農村振興局整備部地域整備課長補佐（集落基盤整備再編班担当）	河川計画課付（四国地方整備局企画部企画課長（併）内閣府地方創生推進事務局（命）内閣府地方創生推進事務局四国圏地方連絡室員）
坪谷 剛	環境省水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室長補佐（併）環境省環境調査研修所教官	河川計画課付（関東地方整備局建政部下水道調整官）
秋葉 雅章	休職（（財）河川情報センター情報開発部長）	河川計画課付（中部地方整備局三重河川国道事務所長）
大山 璃久	中国地方整備局出雲河川事務所計画課長	河川計画課付（NTT データ技術開発本部デジタル社会基盤技術センタ主任）
森久保 司	大臣官房技術調査課環境安全・地理空間情報技術調整官（併）大臣官房交通需要推計室（併）大臣官房インフラDX総合推進室	河川環境課水防企画官（併）河川計画課（併）水災害リスクコミュニケーション推進室
田中 優太	近畿地方整備局淀川河川事務所調査課長	河川環境課水防企画室避難確保支援係長（併）治水課
目黒 嗣樹	東北地方整備局湯沢河川国道事務所長	治水課技術調整官
甲斐 公久	九州地方整備局立野ダム工事事務所長	治水課長補佐
畑山 作栄	東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所長	防災課長補佐（併）治水課
須賀 可人	北海道開発局帯広開発建設部帯広河川事務所長	水資源部水資源計画課総合水資源管理戦略室課長補佐（併）内閣官房副長官補付（併）内閣官房水循環政策本部事務局
石井 智章	道路局国道・技術課技術企画室技術企画係長（併）道路局環境安全・防災課道路防災対策室（併）大臣官房技術調査課電気通信室（併）内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）付	砂防部砂防計画課地震・火山砂防室砂防情報係長
小川 純子	北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長	砂防部保全課海岸室企画専門官
深田 大寛	水政課長補佐（併）総務課（併）水災害リスクコミュニケーション推進室	大臣官房人事課長補佐（併）大臣官房秘書室
大道 一步	河川計画課河川事業評価係長	不動産・建設経済局入札制度企画指導室連携推進係長（併）不動産・建設経済局情報活用推進課（併）政策統括官付
伊波 友生	河川計画課国際室地球温暖化分析係長	辞職（国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所寒地水圏研究グループ上席研究員付（寒地河川）研究員）

氏 名	新 所 属	備 考
鈴置 真央	河川計画課付	農林水産省農村振興局整備部地域整備課長補佐（集落基盤整備再編班担当）
齋藤 学	河川環境課水防企画室避難確保支援係長（併）治水課	都市局街路交通施設課駐車場安全対策係長
荒川 泰二	治水課技術調整官（併）河川計画課（併）水災害リスクコミュニケーション推進室	大臣官房技術調査課環境安全・地理空間情報技術調整官（併）大臣官房交通需要推計室（併）大臣官房インフラDX総合推進室
小田桐淳司	防災課長補佐（併）治水課	東北地方整備局河川部河川計画課建設専門官（併）東北地方整備局阿武隈川緊急治水対策推進室（併）東北地方整備局雄物川激甚災害対策特別緊急事業推進室
牟田 弘幸	治水課長補佐	九州地方整備局河川部河川計画課長補佐
小長井彰祐	防災課防災企画官（併）水災害リスクコミュニケーション推進室	総合政策局公共事業企画調整課アセットマネジメント企画調整官
池田 大介	水資源部水資源政策課長補佐（併）治水課	厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長補佐
丸山 和基	水資源部水資源計画課総合水資源管理戦略室課長補佐（併）内閣官房副長官補付（併）内閣官房水循環政策本部事務局	辞職（独立行政法人国際協力機構インフラ技術業務部有償技術審査室調査役（兼）地球環境部防災グループ）
西郷 進也	下水道部下水道企画課長補佐（併）下水道部下水道企画課下水道国際・技術室	辞職（独立行政法人国際協力機構インフラ技術業務部有償技術審査室技術主任）
若公 崇敏	下水道部下水道事業課企画専門官	辞職（埼玉県下水道局参事兼下水道事業課長）
堀口 和希	砂防部砂防計画課地震・火山砂防室砂防情報係長	総務省総合通信基盤局電波部移動通信課新世代移動通信システム推進室推進係長
山口 正裕	砂防部保全課海岸室企画専門官	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付参事官補佐
小佐野祐衣	砂防部保全課総務係	大臣官房総務課（併）大臣官房秘書室（野村国交審秘書）
川原林雅志	総務課専門調査官	総務課総務係長
鈴木 朝子	総務課総務係（次席）	総務課管理係
佐々木亜美	総務課総務係（三席）＜併任解除＞	国土地理院総務部人事課（併）水管理・国土保全局総務課総務係（三席）
五木田莉歩	総務課管理係	総務課予算第二係（三席）
加藤 亮太	水政課総務係（次席）	水政課総務係（三席）
中須賀 淳	砂防部保全課海洋開発企画官（併）水災害リスクコミュニケーション推進室	治水課企画専門官
大上 陽平	下水道部下水道企画課下水道国際推進官（併）下水道部下水道企画課下水道国際・技術室	水資源部水資源政策課長補佐（併）治水課
橋本 翼	下水道部下水道企画課付	下水道部下水道企画課下水道国際推進官（併）下水道部下水道企画課下水道国際・技術室
山縣 弘樹	治水課企画専門官	下水道部下水道事業課企画専門官
三浦 翔	総務課予算第二係（三席）	砂防部保全課総務係
安井 辰弥	河川環境課水防企画官（併）治水課（併）水災害リスクコミュニケーション推進室	砂防部保全課海洋開発企画官（併）水災害リスクコミュニケーション推進室

協会だより

令和3年度 災害復旧実務講習会のおしらせ

- 開催日 令和3年8月30日(月)～31日(火)の
2日間
- 会場 砂防会館別館シェーンバッハ・サボア
東京都千代田区平河町2-7-4
TEL: 03(3261)8386(代表)
- 講義内容 別紙日程表(案)のとおり
- 受講者数 300名程度(定員に達し次第締め切
らせて頂きます。)
- 受講費 ◎会 員
受講費 3,135円
◎非会員
受講費 3,300円
- その他 CPD取得単位について
この実務講習会の取得単位は、2日間を一つのプ
ログラムとして認定を受けています。よって、1日
のみの受講での認定はできませんので、取得を希望
される参加者は留意して下さい。

砂防会館 アクセスマップ 周辺地図

住 所 東京都千代田区平河町2-7-4(別館) TEL: 03-3261-8386(代表)
最寄駅 地下鉄永田町駅(有楽町線・半蔵門線・南北線)4番出口 徒歩1分



令和 3 年度 災害復旧実務講習会日程

於：東京都千代田区 砂防会館別館シェーンパッサ・サポー

月 日	時 間	講 義 題 名	講 師 名
(第 1 日目) 8月30日 (月)	12:00 ~ 13:00	受 付	
	13:00 ~ 13:05	主催者挨拶	(公社) 全国防災協会 会長 脇 雅 史
	13:05 ~ 13:10	来賓挨拶	国土交通省 水管理・国土保全局 防災課長 朝 堀 泰 明
	13:10 ~ 13:40	最近の自然災害と防災・減災の取り組みについて	国土交通省 水管理・国土保全局防災課 防災企画官 小 長 井 彰 祐
	13:40 ~ 14:20	災害事務の流れについて① 災害復旧事業制度の概要と災害復旧事業の予算	国土交通省 水管理・国土保全局防災課 課長補佐 本 田 早 苗
	14:20 ~ 14:50	災害事務の流れについて② 災害復旧事業費の精算と成功認定	国土交通省 水管理・国土保全局防災課 企画専門官 中 静 友 則
	14:50 ~ 15:00	休 憩	
	15:00 ~ 15:50	「美しい山河を守る基本方針」の改定とそのポイントについて	国土交通省 水管理・国土保全局防災課 災害査定官 堀 内 崇 志
	15:50 ~ 16:20	災害復旧技術専門家派遣制度について ～活動実績と制度紹介～	公益社団法人 全国防災協会 理事 富 田 和 久
(第 2 日目) 8月31日 (火)	9:30 ~ 10:00	受 付	
	10:00 ~ 12:10	①災害復旧の設計実務について 大規模災害時の災害査定効率化(簡素化) 及び事前ルール化について 10:00~10:50 ②改良復旧の技術上の実務について 10:50~11:40 ③防災・減災対策等強化事業推進費について 11:40~12:10	国土交通省 水管理・国土保全局防災課 基準係長 小 杉 洋 平 国土交通省 水管理・国土保全局防災課 改良計画係長 小 川 真 一 国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室 課長補佐 工 藤 勝 次
	12:10 ~ 13:10	昼 食 ・ 休 憩	
	13:10 ~ 14:10	災害査定の基本原則について	国土交通省 水管理・国土保全局防災課 総括災害査定官 成 田 秋 義
	14:10 ~ 15:00	令和 2 年発生 災害復旧事業の紹介 令和 2 年 7 月豪雨による被害状況と改良復旧	熊本県土木部河川港湾局河川課 主幹 古 財 明
	15:00 ~ 15:10	休 憩	
	15:10 ~ 16:30	①災害査定留意点について ②令和 2 年発生災害採択事例について	国土交通省 水管理・国土保全局防災課 災害査定官 古 溝 幸 永
	閉 講		

※講師は、業務などの都合により変更する場合があります。

申込先 公益社団法人 全国防災協会 宛

FAX 03-6661-9733

E-mail zenkokubousai@pop02.odn.ne.jp

令和3年度 災害復旧実務講習会 参加申込書

番号	区分

都道府県・企業・団体名	
所属・職名	
〒	
住所	
お取りまとめ担当者様氏名	
TEL	FAX

整理番号	勤務先及び住所	職名	氏名
	〒		
	〒		
	〒		
	〒		

注) 太線内のみご記入して下さい。参加者が上記枠を超える場合、本紙をコピーし使用して下さい。

伝票(見積書、請求書)についてご記入ください

【各種伝票の日付】 * 不要の場合は空欄で作成、必要の場合は開催日を記載致します
 不要 ・ 必要 (開催日以外の日付を希望:)

【各種伝票の宛名】 * ご記入がない場合は、お申込み団体名、部署名で作成致します
 見積書: 請求書:

【その他・通信欄】 * 新型コロナウイルス対策で緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が実施された場合は、政府及び東京都の要請等に従います。
 * 受講費のお支払いは受講後にお手続きください。振込後の返金は致しかねます。
 * テキスト「R03実務講義集」「R02採択事例集」は、別途、事前に購入してください。
 (会場でのテキスト販売はございません)
 講師が使用するパワーポイントのホームページ掲載はございません。
 * 発熱(37.5度以上)、咳、けん怠感等、体調のすぐれない方は来場をお控えください。
 * 受付で非接触式温度計による検温を行います。発熱(37.5度以上)が認められた場合、入場をお断り致します。

* ご要望、その他お問い合わせ先 (公社) 全国防災協会 TEL 03-6661-9730

令和 3 年 発生主要異常気象別被害報告

令和 3 年 5 月 31 日現在 (単位: 千円)

	冬期風浪及び暴浪		豪雨		地すべり		融雪		地震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
北海道	2	375,000	7	136,000	1	80,000			1	80,000							9	511,000
岩手									<62>	<2,361,692>							2	160,000
宮城			1	385,000					(5)	(1,521,600)							<62>	<2,361,692>
秋田									107	5,227,492							(5)	(1,521,600)
											26	343,000					108	5,612,492
																	26	343,000
福島									<20>	<1,285,000>							<20>	<1,285,000>
埼玉					(1)	(3,000,000)			(10)	(1,472,187)							(10)	(1,472,187)
					1	3,000,000			82	3,661,433							82	3,661,433
																	(1)	(3,000,000)
	<2>	<120,000>															1	3,000,000
	(1)	(300,000)															<2>	<120,000>
新潟	5	780,000					6	700,500			10	327,000					(1)	(300,000)
富山																	21	1,807,500
石川	<2>	<450,000>			1	8,000	1	280,000	1	15,214							2	295,214
福井	2	450,000	1	8,000													<2>	<450,000>
山梨			6	704,000	1	440,000	2	820,000						1	50,000		3	458,000
長野					1	200,000											4	1,310,000
																	6	704,000
																	1	200,000
岐阜			9	1,205,000													12	1,425,000
静岡			1	189,000	1	290,000	2	100,000							1	120,000	2	470,000
三重			6	335,000													7	1,335,000
滋賀	1	1,000,000			1	80,000											1	80,000
京都			9	68,400								6	104,000				6	104,000
大阪			7	399,400													9	68,400
和歌山					1	15,000											9	448,400
島根					1	80,000											1	15,000
岡山																	1	80,000
広島			1	90,000													1	90,000
山口			5	91,000								8	110,000				13	201,000
高知			11	338,000													11	338,000
佐賀					5	570,000											11	617,000
	<1>	<80,000>															<1>	<80,000>
	2	580,000			2	400,000											7	995,400
長崎					2	1,360,000						3	15,400				124	2,075,556
熊本					2	920,000						122	715,556				1	4,000
宮崎			1	20,000								1	4,000				4	944,000
鹿児島			5	306,375													5	306,375
仙台									(3)	(132,348)							(3)	(132,348)
									4	194,858							4	194,858
補助計	<5>	<650,000>							<82>	<3,646,692>							<87>	<4,296,692>
	(1)	(300,000)			(1)	(3,000,000)			(18)	(3,126,135)							(20)	(6,426,135)
	12	3,185,000	70	4,266,175	28	8,464,500	15	1,262,214	194	9,163,783	172	1,338,956			2	170,000	493	27,850,628
直轄計	1	10,000							1	53,000							2	63,000
合計	13	3,195,000	70	4,266,175	28	8,464,500	15	1,262,214	195	9,216,783	172	1,338,956			2	170,000	495	27,913,628

※被害報告は、月 2 回 (15日、月末) 国土交通省 HP で公表。最新は下記をクリック
http://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/bousai/saigai/kiroku/houkoku.html

令和3年 発生主要異常気象別被害報告

令和3年6月30日現在 (単位：千円)

	冬期風浪及び風浪		豪雨		地すべり		融雪		地震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合計		
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
北海道	2	385,500	10	234,000	1	80,000			1	80,000							12	619,500	
岩手			5	20,700					<62>	<2,361,692>							7	180,700	
宮城			1	550,185					(5)	(1,521,600)							(5)	(1,521,600)	
秋田									107	5,227,492		27	475,800			7	954,000	108	5,777,677
福島										<20>	<1,285,000>						<20>	<1,285,000>	
埼玉	<2>	<120,000>			(1)	(3,000,000)			(10)	(1,472,187)							(10)	(1,472,187)	
新潟	(1)	(300,000)			1	3,000,000			82	3,661,433							(1)	(3,000,000)	
富山	5	780,000			6	700,500	10	327,000									1	3,000,000	
石川																	<2>	<120,000>	
福井	2	450,000	1	5,800	1	280,000	1	15,214									(1)	(300,000)	
山梨			4	704,000	1	200,000											6	700,500	
長野			21	770,000													10	327,000	
岐阜			9	1,205,000	1	600,000	2	50,001									2	295,214	
静岡			1	180,000	1	290,000											<2>	<450,000>	
愛知			1	50,000	1	280,000											2	450,000	
三重	1	1,000,000	12	442,000	1	200,000											1	50,000	
滋賀					1	80,000											4	1,310,000	
京都																	4	704,000	
大阪			1	20,000													1	20,000	
和歌山			7	399,400	5	849,000											23	1,696,900	
鳥取			1	10,000	1	15,000											2	25,000	
岡山			3	24,000	1	80,000											4	104,000	
広島			1	57,000													1	57,000	
山口			5	107,000	1	380,000											21	737,500	
愛媛																	15	453,000	
高知			15	453,000													49	1,069,300	
福岡																	3	55,000	
佐賀					5	570,000											6	60,000	
長崎	<1>	<80,000>															6	60,000	
熊本	2	1,080,000			2	400,000											3	15,400	
宮崎			1	20,000	2	1,360,000											206	1,902,134	
鹿児島					2	920,000											21	315,200	
沖縄			5	288,375													61	698,200	
			(1)	(50,000)															
			2	110,000															
仙台																			
茨城																			
補助計	<5>	<650,000>	(1)	(50,000)	(1)	(3,000,000)			<82>	<3,646,692>							<87>	<4,296,692>	
	(1)	(300,000)	106	5,650,460	34	10,524,500	15	1,212,215	(18)	(3,126,135)	465	16,152,134			10	1,131,000	(21)	(6,476,135)	
直轄計	1	10,000							1	53,000							2	63,000	
合計	13	3,705,500	106	5,650,460	34	10,524,500	15	1,212,215	195	9,216,783	465	16,152,134			10	1,131,000	838	47,592,592	